

第3次南城市一般廃棄物処理基本計画 概要版（令和7年3月 沖縄県南城市）

1. 計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「南城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するものです。

南城市（以下「本市」という。）においては、平成27年3月に「南城市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、計画に基づきごみの減量・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。社会的背景の変化への対応を盛り込むことと、前計画が計画期間満了（令和6年度）を迎えることから、この度、第3次南城市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとします。

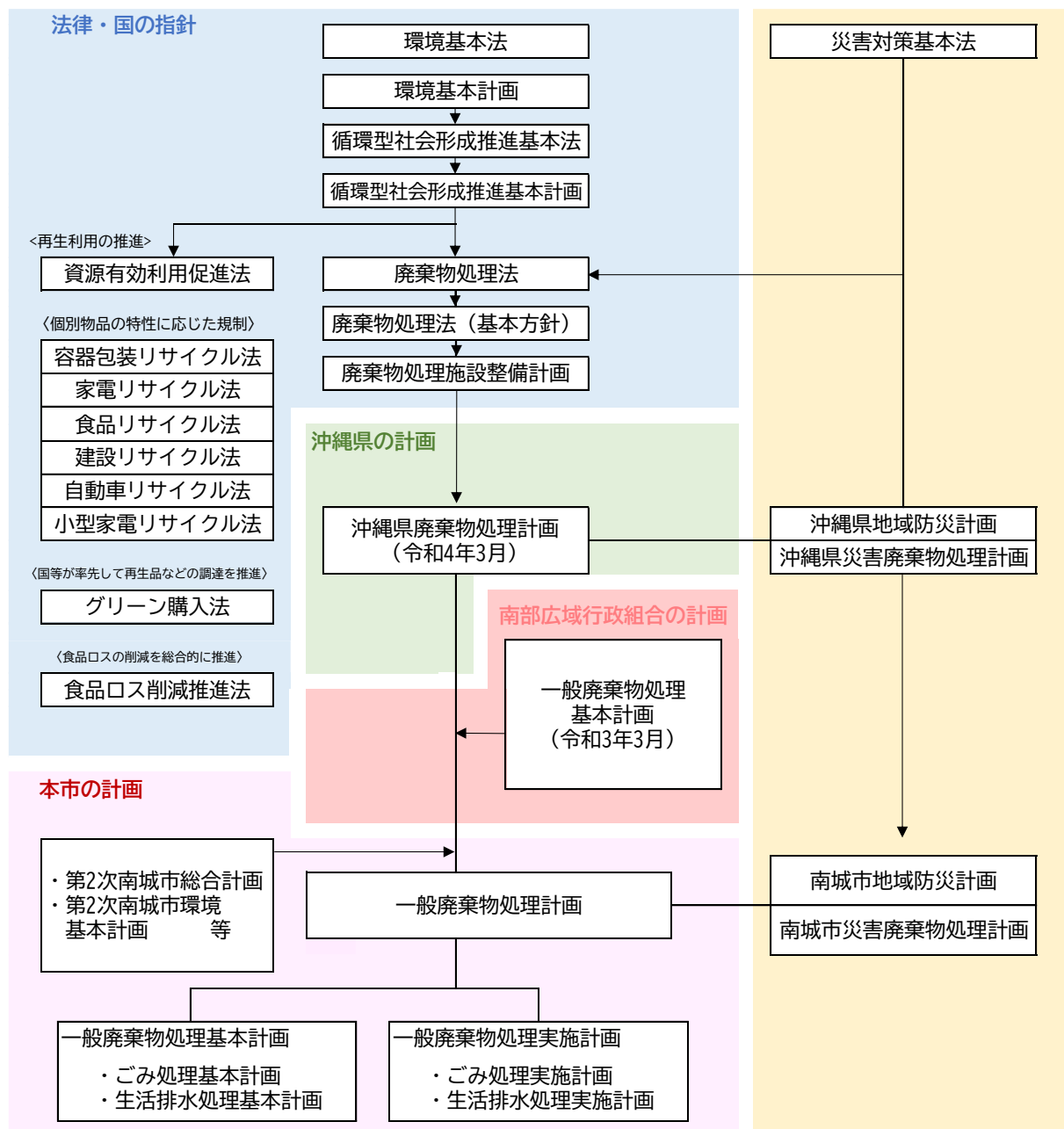
南城市キャラクター

「なんじい」



2. 計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理及び生活排水処理の推進を図るための基本指針となるものです。



3. 計画目標年度

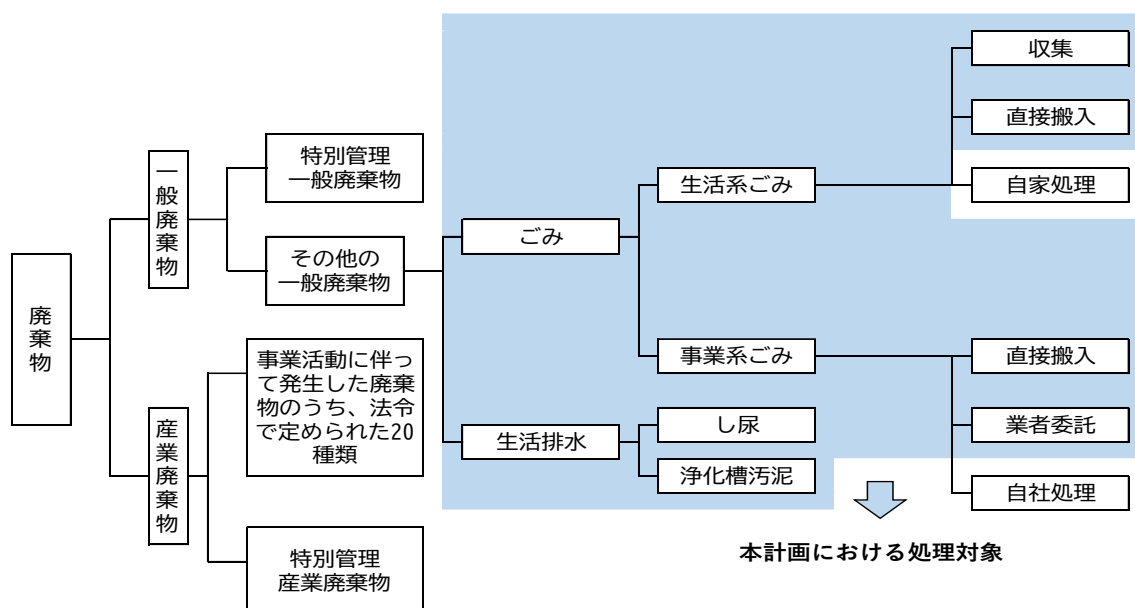
本計画は、令和7年度から10年間の計画とします。中間目標年度を令和11年度、計画目標年度を令和16年度とし、必要に応じて見直しを行います。

4. 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「家電リサイクル法」等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。



5. ごみ処理基本方針

- 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進
- 使用済み製品等の再使用（リユース）の推進
- リサイクルの推進
- 適正処理の実施
- 市民・事業者との協働体制の構築

6. 生活排水処理基本方針

- 下水道施設の整備の推進
- 下水道施設への接続の促進
- 合併処理浄化槽の普及及び適正管理の推進
- 適正処理の実施

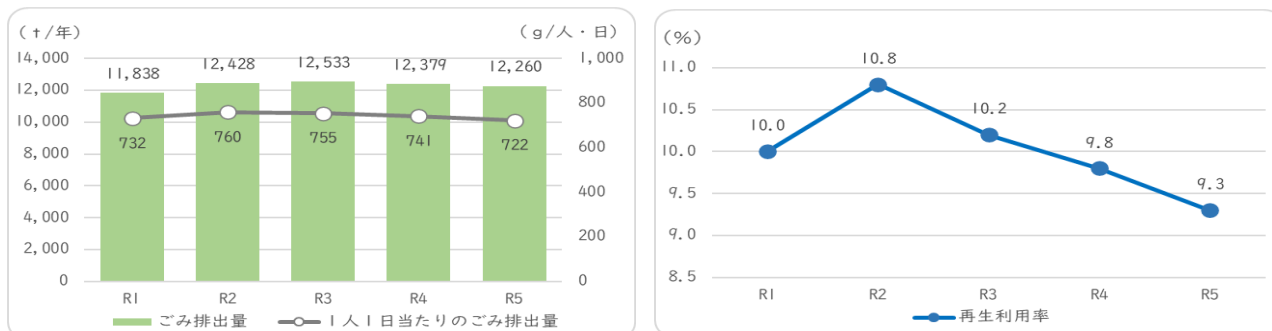


ごみ処理基本計画

1. ごみ・資源の排出量

本市の人口は年々増加していますが、「1人1日当たりのごみ排出量」は令和2年度以降減少傾向にあり、令和4年度では741.06g/人・日と沖縄県平均（令和4年度実績※：878g/人・日）より低い水準となっています。また、再生利用率も令和2年度以降は減少傾向にあり、令和5年度は9.3%でした。

※令和6年12月時点最新データ



2. ごみ処理の課題

1) 発生抑制に係る課題

一般廃棄物の減量化目標値を達成するため、効果的な施策を検討する必要があります。

生ごみの堆肥化や水切り等について、さらに周知を行っていくことやごみの発生を抑制することの重要性について啓発を図ること等が考えられます。

2) 収集・運搬に係る課題

ごみ排出時のルール厳守及び「資源ごみの抜き取り」を防止するための施策について、検討する必要があります。

ごみ分別アプリ等を活用したごみの排出ルール厳守を図るための周知や「資源ごみの抜き取り」への対策としてパトロール等を行うことが考えられます。

3) 中間処理に係る課題

もやすごみの中間処理施設である「東部環境美化センター」は供用開始から約40年が経過しており、老朽化が進んでいることから、構成市町と連携し、維持管理や施設整備について検討する必要があります。

4) 不法投棄に係る課題

不法投棄未然防止対策について、検討する必要があります。

看板設置、パトロール等の実施や南部保健所及び与那原警察署等の関係機関と連携し、不法投棄の未然防止に努めることが考えられます。

5) 大規模災害時の廃棄物処理に係る課題

災害廃棄物の仮置場の確保に努める必要があります。

3. 本市の減量化目標値

指標	令和5年度 実績	令和16年度 目標
1人1日当たりのごみ排出量	722.30g/人・日	704.24g/人・日 (2.5%削減)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	552.80g/人・日	538.95g/人・日
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	169.50g/人・日	165.29g/人・日
再生利用率	9.3%	10.9%
最終処分量	1,398トン/年 (11.4%)	1,347トン/年 (10.3%)



4. ごみ処理計画

1) 発生抑制計画

(1) 今後も継続する施策

今後も継続する施策	
規制的対策 ● 生活系ごみ処理の有料化に係る料金の適正化（粗大ごみを含む） ● 適正排出の促進 ● ごみ処理施設における搬入廃棄物の内容確認 ● 環境クリーン推進員の活用	
制度的対策 ● 資源ごみの分別収集 ● 戸別収集方式の継続実施 ● 使用済み蛍光灯・乾電池の再資源化 ● 生ごみ処理機・処理容器等の購入補助 ● 不法投棄対策	

ソフト的対策

- ごみの減量・発生抑制等について市の広報等を活用した普及・啓発
- 環境の日及び環境月間への取り組み
- 市民等のごみ処理施設見学
- ライフスタイルの見直し
- 食品ロス削減の推進
- ボランティア美化清掃活動の支援
- ごみ分別アプリ等の活用

(2) 短期的に検討・実施する施策

短期的に検討・実施する施策

規制的対策

- 計画の進行管理
- 剪定枝等のチップ化の実施

ソフト的対策

- イベント時のごみ発生抑制対策
- 環境教育・環境学習の推進
- キャンペーンキャラクターの利用
- ごみ分別ガイドブック（改訂版）の作成

(3) 中長期的に検討・実施する施策

中長期的に検討・実施する施策

規制的対策

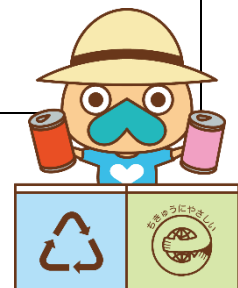
- 広域での指定ごみ袋統一化の検討

制度的対策

- 現行のごみ収集・運搬に関する課題検討

ソフト的対策

- 水切り運動の実施



1) ごみの分別区分

ごみの分別区分については、3Rに対応した分別区分とし、事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により、生活系ごみの分別区分と可能な限り同じ内容とします。

排出方法については、もやすごみ、もやせないごみ、有害・危険ごみについては指定袋、資源ごみについてはかご等、粗大ごみについては処理券貼付による排出を行っていきます。

なお、今後の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等のリサイクル関連法令の改正の状況等に応じ、循環型社会の構築に向けたごみの分別区分の見直しについても検討していきます。

2) 収集・運搬体制

本市のごみの収集・運搬体制については、生活系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者による収集・運搬を行っていきます。ただし、市公共施設等から排出されるごみについては、生活系ごみと併せて委託が行われてきた経緯等も踏まえ、委託業者による収集・運搬を行うものとします。

また、ごみ袋の料金や許可業者のごみの受け入れ料金については、ごみの排出量や周辺自治体の動向を勘案しつつ、適正化を図ります。

3) 中間処理計画

本市における中間処理計画は、収集対象品目に応じた内容とし、循環型社会の形成に向け、資源化物については可能な限りリユース（再使用）、リサイクルを行えるようにします。また、中間処理を行うに当たって、環境負荷の低減に努めます。

4) 最終処分計画

本市における一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、南部広域行政組合が管理する被覆型一般廃棄物最終処分場「美らグリーン南城」にて平成30年9月から令和15年8月まで行われます。

最終処分場は、本市、八重瀬町、西原町、豊見城市、与那原町、糸満市によって輪番制で建設されることとなっており、次期建設地は八重瀬町となっています。

5) 大規模災害時の廃棄物処理について

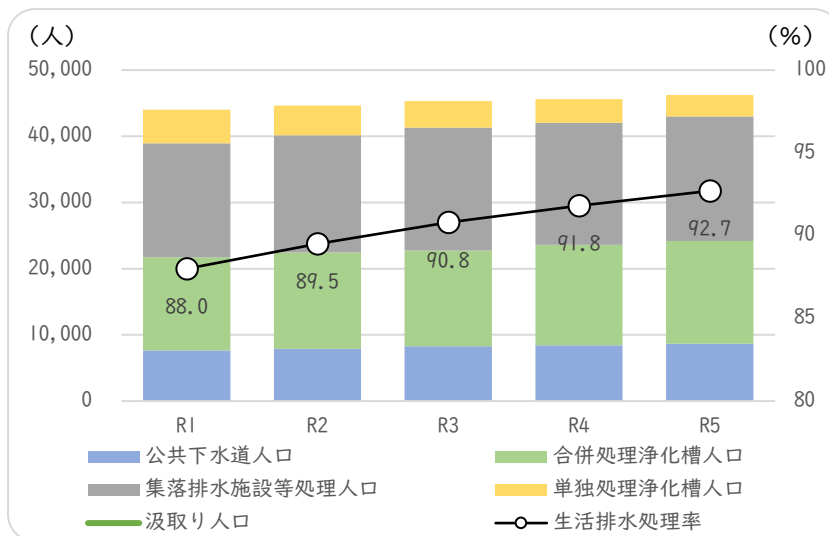
災害時には、施設が通常通り稼働しないことや、生活ごみに加えてがれきや片付けごみ、避難所ごみなどの災害ごみが多く排出されることが予想されます。災害廃棄物の処理、災害時の収集運搬体制や運搬経路の決定、仮置場の確保等を迅速に行うため、本市では環境省の定める「災害廃棄物対策指針(平成30年改定)」に基づき、「南城市災害廃棄物処理計画」を令和4年1月に策定しました。今後は、平時から災害廃棄物の収集方法の市民への周知や、処理体制の構築に努めます。

生活排水処理基本計画



1. 生活排水処理の状況

本市では、処理区域内人口の増加とともに、下水道施設による排水処理人口の増加、合併処理浄化槽への転換が進んでおり、生活排水処理率は令和5年度において92.7%となっています。



2. 生活排水処理の課題

1) 排出発生抑制に対する意識の課題

公共用水域の水質保全を図るため、関係機関と連携し、合併処理浄化槽への転換や定期的な清掃及び保守点検が行われるための効果的な施策を検討する必要があります。

2) 収集・運搬及び処理施設に係る課題

し尿及び浄化槽汚泥を継続処理するため、関係機関と連携し、清澄苑の老朽化に伴う維持管理や施設整備、し尿及び浄化槽汚泥処理の広域化・共同化について検討する必要があります。

3. 生活排水処理に係る目標

指標	令和5年度 実績	令和16年度 目標
生活排水処理率	92.7%	95.6%

4. 生活排水処理計画

1) 排出抑制計画

(1) 市民における方策事例

- 台所での排水対策
- 洗濯時の排水対策
- 風呂での排水対策
- 下水道施設への接続
- 合併処理浄化槽の設置及び適正処理の推進
- 県及び市が実施する施策への協力

(2) 事業者における方策事例

- 事業所からの排水対策
- 下水道施設への接続及び合併処理浄化槽への転換
- 県及び市が実施する施策への協力

(3) 行政における方策事例

- 啓発普及活動
- 下水道施設への接続促進
- 合併処理浄化槽への転換の推進
- 下水道施設の整備の推進
- 合併処理浄化槽設置の推進
- 浄化槽の適正管理指導
- 排水対策における関係機関との協力体制

2) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

収集対象区域については、市内全域とし、許可業者による収集・運搬を行います。

3) 施設整備計画

下水道施設について、今後も、下水道施設の整備推進及び当該施設への接続の促進を行っていくとともに、地形的な制約等により、下水道施設の整備が困難な地域については、合併処理浄化槽の普及を推進していきます。

4) 大規模災害時のし尿等の処理について

災害時は、汲み取り便槽の水没や雨水・土砂の流入が想定され、公衆衛生上速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒等が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るために「南城市地域防災計画」、「南城市災害廃棄物処理計画」及び「南城市下水道事業業務継続計画」に基づき、収集・運搬及び処理体制、近隣自治体や南部広域行政組合、関係機関との連携を図ります。

第3次南城市一般廃棄物処理基本計画 概要版 令和7年3月



南城市 市民部 生活環境課
TEL: 098-917-5318

